

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

令和四年九月二十七日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 服部圭助

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

取消年月日

神山 洋介

神山洋介政策研究会

四、四、三〇

塚口 洋佑

塚口洋佑後援会

四、六、一五

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

資金管理団体で
なくなつた年月日

市川 浩三

飯塚正良市政研究会

四、六、一三